千葉市地域自立支援協議会の体制（令和2年10月から）

直営

委託

○全体会

協議内容

各部会の協議内容＋各部会の進捗状況報告等

事務局

障害福祉サービス課

開催時期（原則）

年1回（7～8月頃）

○運営事務局会議

協議内容

地域部会の内容＋地域・専門部会の進捗管理、協議会の運営補助等

事務局

障害者基幹相談支援センター受託法人

開催時期（原則）

奇数月の第4火曜日（午後）

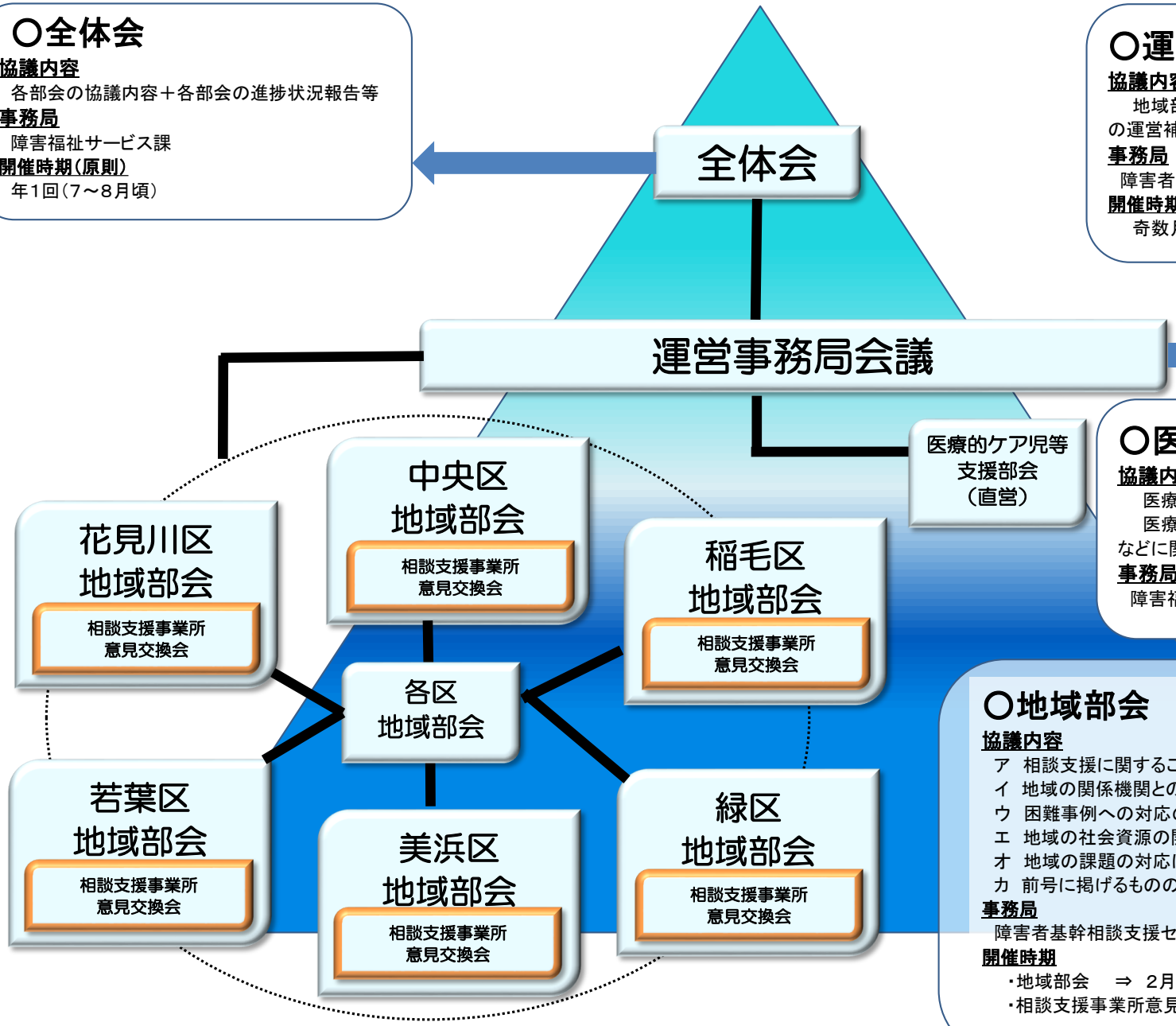

○医療的ケア児等支援部会

協議内容

医療的ケア児の支援に関する課題に関すること

医療的ケア児の支援体制の構築に向けた検討・調整などに関すること

事務局

障害福祉サービス課

○地域部会

協議内容

ア　相談支援に関すること

イ　地域の関係機関との連携体制の構築に関すること

ウ　困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること

エ　地域の社会資源の開発、改善に関すること

オ　地域の課題の対応に関すること

カ　前号に掲げるもののほか必要な事項

事務局

障害者基幹相談支援センター受託法人

開催時期

・地域部会　⇒　2月に1回以上

・相談支援事業所意見交換会　⇒　毎月